

植物防疫所 病害虫情報

No. 79

2006・7・15

火傷病侵入防止に関する行動計画 —火傷病防疫指針を制定—

はじめに

火傷病は、リンゴやナシなどのバラ科ナシ亜科植物に大きな被害を起こすことが知られている我が国未発生菌の細菌病であり、発生国からの宿主植物の枝や果実などの輸入を禁止して、我が国への侵入を強く警戒しているところである。

そのような中、2003年から2004年にかけ開催された植物検疫に関する研究会の提言（本誌第74号参照）を受け、火傷病の万一の侵入に備えるため、本病に対する平時及び発生時において講ずるべき手続を明らかにした「火傷病防疫指針」が2006年1月20日付で公表された。

本指針は、火傷病を早期に発見し、そのまん延をいち早く防止するため、本病と疑わしい段階からまん延防止策をとる手続きとなっている。

以下、その概要について紹介する。

指針の構成

本指針は、「総論」「平時の対応」「発見時以降の対応」という大きく3つの部分に分けられ、冒頭の総論では、本指針の趣旨とともに、本指針の実施主体となる「関係機関」、平時における

「侵入警戒調査」、火傷病の同定法、本病の駆除及びまん延防止を目的とした「緊急防除」など本指針における用語が定義付けられている。

火傷病早期発見体制及び平時における体制の構築

植物防疫所及び都道府県は、火傷病の侵入警戒調査を実施するとともに、万一の侵入に備え、初動対応に向けた体制の整備を行う。また、侵

入警戒調査と併せ、パンフレットの配布などにより、火傷病に係る情報が速やかに収集される体制の構築に努めるものとされている。

火傷病疑似症状発見時の対応

侵入警戒調査の実施などにより火傷病の疑似症状を認めた場合、植物防疫所又は都道府県は速やかにその旨を農林水産省植物防疫課に連絡するとともに、当該植物の持ち出しを防ぐ等の分散防止を図る。連絡を受けた植物防疫課は、連絡者に対し、疑似症状の

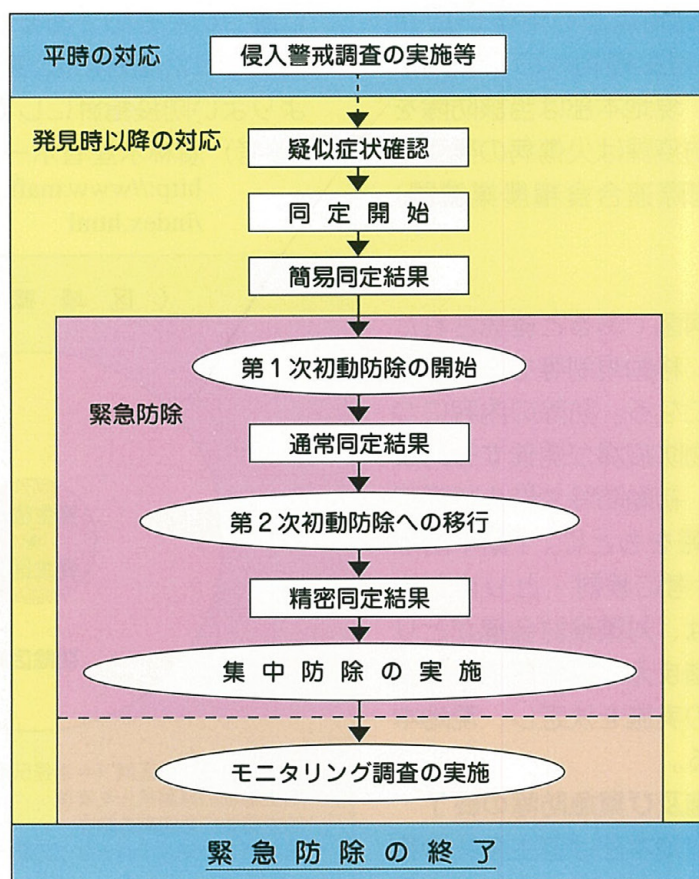


図1 火傷病防疫指針の概略フロー

サンプルを採取し、横浜植物防疫所調査研究部に送付するよう指示する。送付を受けた同部は同定作業を開始し、その結果を植物防疫課に報告する。なお、火傷病の同定には簡易同定（血

清反応の利用)、通常同定(選択培地とPCRの利用)、精密同定(病原性の確認、簡易同定キットの利用等)の3つのステップからなり、各々の同定結果が、その後の対応の起点となる。

初動対応

まず、簡易同定により火傷病の可能性があると判定された場合、農林水産省と都道府県はその旨を公表する。農林水産省、地方農政局及び都道府県には対策本部が設置され(それぞれ「中央本部」「地方本部」「現地本部」という)、現地本部は発生状況調査を実施するとともに、第1次初動防除(疑似症状が発見された樹への殺菌剤散布等)を実施する。また、最終的に火傷病に間違いないと判断された場合に備え、植物防疫課では後の集中防除(告示に基づく緊急防除)を実施するための手続きを開始する。

次に、通常同定により火傷病菌が高い精度で同定された場合、中央本部は第1次初動防除から第2次初動防除(発見地点から半径500mに係る区域内の全ての宿主植物への殺菌剤散布)への移行を決定し、現地本部は当該防除を実施する。また、植物防疫課は火傷病の発生を確認した旨をFAO(国際連合食糧農業機関)等に通報する。

集中防除の実施

精密同定により火傷病菌であると確認された場合、宿主植物の廃棄、移動規制等を含む集中防除の体制に入ることになる。防除の内容については、あらかじめ植物防疫課が開催する対策検討会議の場において、初動防除や発生状況調査により収集された情報をもとに、「集中防除の具体例」(図2)を参考に検討・とりまとめが行われる。中央本部は、対策検討会議がとりまとめた防除の内容を踏まえ、精密同定の結果を受けてから集中防除の実施を決定し、現地本部は集中防除を実施する。

モニタリング調査の実施及び緊急防除の終了

集中防除の終了後、現地本部は宿主植物の移動規制等を含むモニタリング調査を実施し、火傷病の監視を行う。この結果、3年間火傷病の発生が見られない場合、中央本部は、対策検討会議の意見を踏まえ、モニタリング調査の終了及び中央本部等の解散を決定し、緊急防除の終了を公表する。関係機関は緊急防除終了後、発

生原因の解明に努めるとともに、発生区域及び防除区域であった区域において、重点的に侵入警戒調査を実施する。また、植物防疫課は火傷病の無発生を確認した旨をFAO等に通報する。

おわりに

火傷病防疫指針は、あくまでもガイドラインである。最も重要なことは、万一の事態に備え、誰が何を行わなければならないか、どこに何を連絡するかなど、日頃から連絡・報告体制を確立しておくことである。これは、関係機関各々の組織内の連絡・報告体制を整備することはもとより、組織と組織の間でも言えることである。

また、植物防疫法に基づく緊急防除は、対象病害虫が付着している植物、又はそのおそれがある植物の移動禁止、消毒、除去、廃棄など、強制力を伴う措置であるため、このような措置を行うには、科学的根拠が必要となる。本指針における同定、防除方法等は、現時点での知見に基づいたものであるが、新たに優れた手法が確立された場合には、速やかにそれらを導入し、よりよい防疫指針にしていくこととしている。

(参考) 農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/yakedo/index.html



図2 集中防除の具体例